

意見書の要旨（福岡市決定分）

議案第7号 福岡都市計画地区計画の決定及び変更
(内、香椎浜三丁目地区地区計画の変更)

福岡都市計画地区計画の決定及び変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

| 番 号 | 意 見 書 の 要 旨 | 対 応 方 針 | 備 考 |
|-----|--|--|-----|
| 1 | <p>【香椎浜三丁目地区地区計画の変更に関する意見】</p> <p>① 緑地を現在の香椎浜中央公園区域とできる限り同様の区域に確保すること。</p> <p>② 歩行者通路については、現在の香椎浜中央公園内の主要な歩行者動線（香椎浜中央交差点～商業施設、留学生会館前バス停～商業施設の2動線）を従来通り確保すること。</p> | <p>① 香椎浜中央公園については、自動車専用道路事業を契機に、香椎浜小学校区内の住宅地からのアクセスを改善し地域住民の利便性の向上を図るとともに、香椎浜北公園や御島水域などを繋ぐ緑のネットワークの充実強化を図るため、移転するとともに、公園区域を1.6haから3.2haに拡大することとしております。</p> <p>今回の地区計画の変更は、香椎浜中央公園の移転後も、周辺の公園などとの緑のネットワークの形成及び周辺環境との調和を図るため、地区外周の主要な道路沿道に緑地空間の連続性を確保することを目的として行うものです。</p> <p>② 都市公園は、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所、あるいは地震等災害時における避難地としての機能を果たすことなどを目的として設置する施設であり、現在の香椎浜中央公園についても、商業施設への歩行者動線を確保することを目的として設置されたものではございません。</p> <p>また、商業施設へのアクセス性向上については、当該商業施設事業者が取り組むべき事項であると考えております。</p> | |

福岡都市計画地区計画の決定及び変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

| 番 号 | 意 見 書 の 要 旨 | 対 応 方 針 | 備 考 |
|-----|--|---|-----|
| 1 | <p>③ 現存する道路沿いの公衆トイレを継続利用できるようにすること。</p> <p>④ 現存する香椎浜中央交差点角の歩行者広場を継続して確保すること。</p> <p>⑤ 都市高速道路下のバス通りの歩行者の防犯性及び、商業施設のすぐれた建築景観への見通しを、引き続き確保するため、現在の香椎浜中央公園区域においては見通しを妨げる建築物の建築を制限すること。</p> | <p>③ 地区計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る目的で定められる都市計画の一つであり、都市施設や地区施設に該当しない公衆便所など、個別の施設の設置について定めるものではありません。</p> <p>なお、現存する便所は、公園利用者の利便性向上のために設置及び維持管理されているものであることから、公園移転後は廃止される予定となっております。</p> <p>④ 「現存する香椎浜中央交差点角の歩行者広場」とされている空間は、現在の香椎浜中央公園の一部であり、歩行者広場として確保しているものではありません。</p> <p>また、都市高速道路下の箱崎香椎線には幅員7.25m以上の歩道が設置されており、交差する香椎浜団地7号線には幅員3.95m以上の歩道に加え、隣接して幅員2.0mの歩行者通路が地区施設として定められていることから、当該交差点部分の歩行者空間は十分に確保されていると考えております。</p> <p>⑤ 地区計画では、地区全体において、周辺の水辺空間や公園との調和を図りながら、良好な景観誘導を図るため、建築物の用途や敷地面積の最低限度並びに形態・色彩及び屋外広告物等に関する制限を定めており、跡地利用については、建築景観を含めた地区全体における調和が図られるよう誘導してまいります。</p> | |

福岡都市計画地区計画の決定及び変更（福岡市決定）に係る意見書の要旨

| 番 号 | 意 見 書 の 要 旨 | 対 応 方 針 | 備 考 |
|-----|-------------|---|-----|
| 1 | | <p>※都市高速道路工事終了後の公園跡地の活用については、今後、検討を進めることとなりますが、活用の方針が具体化した時点において、必要に応じ地区計画の変更を諮り対応していくことを意見書提出者には説明を行い、理解を得ております。</p> | |